七　次に掲げる事項の記録を作成し、収集又は運搬を終了した日から起算して五年間保存すること。

イ　収集又は運搬した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第五号に規定する特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ　収集又は運搬した特定廃棄物ごとの収集又は運搬を開始した年月日及び終了した年月日、収集又は運搬の担当者の氏名、積載した場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

2　基準適合特定廃棄物の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一　前項第一号（ロ及びハを除く。）、第二号、第三号、第四号（ハ(1)ヘ、ニ及びホを除く。）及び第五号から第七号までの規定の例によること。

二　基準適合特定廃棄物（基準適合特定廃棄物から生ずる汚水を含む。）が飛散し、流出し、及び漏れ出さないようにすること。

（特定廃棄物保管基準）

第二十四条　特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の保管の基準は、次のとおりとする。

一　第十五条第二号から第十号までの規定の例によること。

二　保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ　縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。

(1)　特定廃棄物の保管の場所である旨

(2)　保管する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号に規定する特定廃棄物又は腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物（以下「石綿含有特定廃棄物等」という。）が含まれる場合は、その旨を含む。）

(3)　緊急時における連絡先

(4)　屋外において特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、前号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

三　特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、前号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ　保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ　保管開始後、事故由来放射性物質についてイの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四　保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

五　次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ　保管した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ　保管した特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ　引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ　当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

2　基準適合特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一　第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

二　保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ　屋外において容器を用いずに基準適合特定廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号ロに規定する高さを超えないようにすること。

ロ　その他必要な措置

（特定廃棄物処分基準）

第二十五条　特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一　特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。

イ　特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ　処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二　特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

三　特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。

イ　次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。

(1)　空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で特定廃棄物を焼却できるものであること。

(2)　燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(3)　燃焼室内において特定廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に特定廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

(4)　燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(5)　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する特定廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、この限りでない。

(6)　ろ過式集じん方式の集じん器等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること。

ロ　次の方法により焼却すること。

(1)　煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

(2)　煙突の先端から火炎又は日本工業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

(3)　煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

(4)　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度が別表第一の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるように焼却すること。